

# 統計改革の推進状況について

---

令和元年 8 月

内閣官房統計改革推進室

# 経済統計の改善、統計改革の基盤強化等

- 統計法及び（独）統計センター法を改正（平成30年6月）するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を改定（平成30年3月）して、統計改革の取組を推進

課 題		主な取組
GDP統計を軸にした経済統計の改善	産業連関表のSUT体系への移行	基準年・中間年のSUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定（令和元年6月）。SUTの部門設定の考え方、統計調査との関係、移行スケジュール等を提示
	建設・不動産、医療・介護、教育の5分野の統計整備	各分野の工程表策定（平成29年12月）。統計委員会国民経済計算体系的整備部会の下タスクフォースにおいて進捗管理
	生産物分類の策定	サービス分野の生産物分類とりまとめ（平成31年3月）。財分野を含めた生産物分類全体の策定（令和5年度末まで）
	サービス関連調査を統合した新調査の創設	3調査（商業統計調査、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査）を統合した経済構造実態調査を創設、実施（令和元年6月）
ユーザー視点の統計システムの再構築等	統計ユーザー、報告者の意見の把握	提案HPにおいて、経常的な提案受付を開始。これまで調査報告者、統計ユーザーから180件の意見を受付。対応案を順次公表中
	ビッグデータ等の利活用	産官学連携協議会を設立して7回開催。民間から提供可能なデータの利活用について議論
統計改革の基盤強化	統計委員会の機能強化 統計作成体制の確保	統計法の改正（平成30年6月）により統計委員会の機能を強化 ・統計委員会に各府省統計幹事（部局長級）を任命。会議の場でデータ提供、報告等を直接要請することにより、課題対応が円滑化 ・統計制度の発達改善に関する基本的事項について総務大臣に3回の建議（統計リソース確保（平成30年7月、令和元年7月）、再発防止策（令和元年6月））

# EBPMの推進

- 証拠に基づく政策立案（EBPM）とは、（1）政策目的を明確化させ、（2）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
- 限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するため、EBPMを推進する必要。

「最終取りまとめ」で求められている主な課題	主な課題の取組状況
1. 推進の要となる機能の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会を設置（平成29年8月）</li><li>● 各府省におけるEBPMの取組を主導するため、ハイレベルの責任者である「政策立案総括審議官」等を新設（平成30年度～）</li></ul>
2. EBPMの実践	<ul style="list-style-type: none"><li>● EBPMの観点での具体的な政策の立案・見直しを各府省において実践（平成30年度～）。令和元年度は政策立案過程における様々な機会（審議会における議論や予算プロセス等）を活用したEBPMの実践に注力</li><li>● 総務省行政評価局による実証的共同研究（関係府省・学識経験者と協働／平成30年度～）の実施、行革事務局の行政事業レビュー（春の公開プロセス、秋のレビュー／平成29年秋～）の中でのEBPMの実践等</li></ul>
3. 統計等データの利活用の促進、EBPM推進人材の確保・育成のための取組	<ul style="list-style-type: none"><li>● EBPM推進委員会において、統計委員会の協力を得て「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」を決定（平成30年4月）</li><li>● 統計等データの提供要請等を受け付ける窓口を各府省に設置。さらに、EBPM推進委員会において統計整備等に関する国民からの要望・提案の募集を開始（平成30年度～）</li><li>● EBPMの思考方法を広めるため、行革事務局において、府省横断勉強会、内閣人事局と連携した採用活動、研修等を実施（平成30年1月～）</li></ul>